

互助旅行センター・友の会

利用規約

2015年6月24日 規定
2020年10月21日 改定
2021年11月1日 改定

本規約は、一般財団法人大阪府教職員互助組合が事業運営する、互助旅行センター・友の会（以下、「友の会」という。）の利用条件を定めるもので、本規約に同意し、ご登録された方（以下、「会員」という。）に限り、下記の条件でサービスの提供を受けることができるものとします。

- 第1条 友の会の所在地
大阪府教職員互助組合 会員サービス課 互助旅行センター内に置く。
- 第2条 会員の資格
大阪府教職員互助組合会員と退職会員
- 第3条 入会の条件
インターネットメール（パソコン、スマホ、など）を受信可能な方。もしくはホームページの閲覧が可能な方。
- 第4条 入会金、ならびに会費
無料
- 第5条 入会の期限
大阪府教職員互助組合の退会日までとする。なお、本人から申し出があった場合は、いつでも退会ができることとする。
- 第6条 入会の特典
- 1) 旅行申込の利用回数に応じて記念品をプレゼント
 - ・ 5回毎の利用実績に応じて、記念品（カタログギフト）等を贈呈。
 - ※記念品の贈呈は計3回までとします。
 - 2) 季節ごとの、おとくな旅の情報等をメールにて発信
 - 3) プレゼント企画など
- 第7条 利用回数のカウント
会員が互助旅行センターより旅行申込みをされ、宿泊をとまなう国内、海外旅行をされた場合に1回数とします。旅行不催行やキャンセル等の事由により、旅行実態をとまなわないも

のは回数に含みません。

なお、旅行申込時の代表者（会員）の利用回数を友の会にてカウントしますが、複数の会員でお申込みの場合、代表者（会員）1名だけのカウントとなります。

また、特典1)の利用実績が5回に達した場合は、友の会より記念品等の案内を通知します。

第8条 入会の注意事項

本会では、旅行申込において優先して予約、または確約等をするものではありません。よって、宿泊施設、交通機関、およびその他の商品等は、満室や満席などの状況により予約、または購入できない場合もあります。

第9条 個人情報の取扱い

個人情報については、漏えい等の危険に対する安全対策を積極的に実施します。なお、友の会の運営上で必要な利用は適正に行います。なお、ご本人の同意がない限り、ならびに法律に基づいた警察等の行政機関や、司法機関からの要請があった場合を除き、第三者には提供いたしません。

第10条 規約の変更

本規約は、会員に事前通知することなく、規約の改廃等を行うことがありますので、必ずホームページ上でご確認ください。

第11条 協議事項

友の会と会員の双方で疑義が生じた場合は、双方で誠意を持って解決することとする。また、本規約に定めのない事項等についても同様に取り扱う。

第12条 規約の発効

本規約は、2015年 6月24日より適用する。